



## 質問

収納・保管口座のほかに、ペイオフ対策や資産運用のために設けた保管口座がある場合、ハの方法で管理組合の財産を管理していることになりますか。



## 回答

収納・保管口座と保管口座が並存する方法はありません。

この場合は、収納口座と保管口座を設けた「イの方法」又は「ロの方法」として管理する必要があります。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。